

司法制度研究集会にご参加ください

法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」は、まもなく刑事司法改革についての最終案をとりまとめ、これに基づく刑事訴訟法改正法案などが来年の通常国会に提出される予定とされています。ところが、その多岐にわたる内容は、「改革」どころか、被疑者・被告人の人権保障に逆行するだけでなく、犯罪捜査の枠を超えて市民生活を脅かす重大な危険を含んでいます。

そもそも「特別部会」は、2010年発覚した大阪地検特捜部によるフロッピー改竄事件という重大な検察不祥事と、厚労省事件、布川事件、足利事件、志布志事件などの冤罪事件に対する深刻な反省を踏まえ、「検察の在り方検討会議」をへて、2011年、取調偏重、供述調書偏重の刑事司法に対する抜本的改革案の法制化をめざすために発足したはずで

す。多くの国民は、「特別部会」の委員に、冤罪被害者である村木厚子厚労省元局長や、映画「それでもボクはやってない」の周防正行監督が入ったこともあって、いよいよ取調べの全面可視化や検察官の手持ち証拠の全面的な開示など、刑事司法を透明化し、冤罪を防止できる法制度が実現するのではないかと期待していました。

ところが、2013年1月に発表された特別部会の「基本構想」は、特別部会で出された人権保障強化の意見をほとんど反映しない、国民の期待に完全に逆行するものでした。

例えば、被疑者取調べの録音・録画制度については「取調べや捜査の機能等に大きな支障が生じることのないような制度設計を行う必要がある」などとしてその対象範囲を「取調官の裁量に委ねる」案を提示し、事前の全面証拠開示は「被告人に虚偽の弁解を許すことになる」などとして検討課題にもせず、取調べへの弁護人立会権は「取調べという供述収集手法の在り方を根本的に変質させてその機能を大幅に減退させるなどの反対意見」を理由に否定するなど、あからさまに捜査権限の維持を最優先にし、冤罪防止や人権保障の方向で刑事司法改革には著しく消極的な姿勢をみせています。

他方で、通信傍受の拡大、会話傍受の導入、司法取引、自白事件の簡易迅速処理、被告人の証言適格等々、警察・検察権限のさらなる強化と刑事裁判の簡易迅速化のための新たな制度作りを強く打ち出しています。通信・会話傍受などは、犯罪捜査の枠を超えて濫用される危険もはらんでいます。

こうした「基本構想」とそれに続く「作業分科会」の中間報告に対しては、刑事法学者95名（9月10日現在）が批判の意見書を取りまとめており、マスコミにも一部批判的論調がみられますが、まだまだその内容が十分に知らされていません。

そこで、第44回司法制度研究集会では、このような法制審における議論の問題点・危険性を徹底的に検証・批判するとともに、真に必要な刑事司法改革とは何かについて、考え、議論したいと思います。ふるってご参加下さい。

2013年10月

日本民主法律家協会／第44回司法制度研究集会実行委員会

※日本民主法律家協会本部事務局まで、お申し込みください。